

コンビニへのAED設置について

【提案内容】

企業にAEDが設置されているケースもありますが、夜間や休日は使用できません。24時間営業しているコンビニにAEDを設置して下さい。

【市回答・令和6年7月】

本市では平成18年から市内公共施設へのAED設置を進めており、令和元年には、市内すべての小中学校や公民館など27箇所に設置されているAEDを、休日や夜間でも24時間誰でも使用できるよう、屋内設置から屋外設置へ変更いたしました。

公共施設以外でも、より多くの施設や事業所においてAEDを設置していただくために、年間を通して普及啓発活動に取り組んでおり、現在168か所のAEDについて、近隣住民の方にも御利用いただけるよう登録をいただいています。

今後もコンビニエンスストアを含め、市内AEDの設置普及啓発活動を継続していきます。